

岩手県監査委員告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成22年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年10月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
ジェイアールバス東北株式会社	平成23年9月1日	伊藤 孝次郎
社団法人岩手県バス協会	平成23年9月7日	工藤 洋子
岩手県北自動車株式会社	〃	〃
財団法人いわてリハビリテーションセンター	〃	〃
株式会社岩手ソフトウェアセンター	〃	〃
社団法人岩手県建設業協会	〃	〃
公益財団法人いわて愛の健康づくり財団	〃	伊藤 孝次郎
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	〃	〃
株式会社クリーンピアいわて	〃	〃
社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	〃	〃
社団法人岩手県私学振興会	〃	〃
公益財団法人さんりく基金	平成23年9月9日	〃
公益財団法人岩手県下水道公社	〃	工藤 洋子

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 平成22年度セーフティネット支援対策事業補助金（地域福祉等推進特別支援事業のうちボランティア振興事業）の執行に当たり、事業の完了前に事業実績報告書等を提出していたので、適正な事務の執行に努められたい。